



小型車両系建設機械特別教育



小型車両系建設機械（機体質量3トン未満、整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務に関する特別教育



○目的

第2学年時に総合教育センター農業教育共同実習所において行った学習体験を基に、卒業後の産業現場で活躍し安全意識をリードできる人材の育成を目指します。労働安全衛生法に基づく小型車両系建設機械（機体質量3トン未満、整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務に関する特別教育を実施し、就業時において安全に運転操作する知識と技能を身に付ける。受講修了者には修了証を発行します。

○期日及び募集人数

実技講習1日と学科講習1日の計2日を受講する。

	8 / 2 (火)	8 / 3 (水)	8 / 4 (木)	8 / 5 (金)
実技	○	○	○	—
学科	—	—	○	○

○参加資格

- ア) 農業に関する学科及び系列を置く県内高等学校の第3学年に在籍していること。
- イ) 本講習の受講を自らの人生設計に鑑み、学校長より推薦を受けられたもの。
 - ・本講習が生かせる農林業・造園・土木・食品等関連産業への就業希望者を優先とする。

○申込方法

県内農業関係高等学校に実施要項を通知します。
希望者は、実施要項を確認の上、在籍する学校へ申し出てください。

○受講者の決定

申込者多数の場合、選考を行います。

○必要経費等

講習テキスト代 1,450円（実費）。テキストの販売は、講習初日に行います。